



## コ ン テ ン ツ

- ◆ 東京出入国在留管理局ってどんなところ？
- ◆ 夏に食べたい！ 「氷菓」食べ比べランキング
- ◆ 建設業法の改正 ～経管の要件と許可の承継について～  
来年以降に施行予定の改正点について解説します！
- ◆ 新スタッフのご紹介！
- ◆ 編集後記



## 東京出入国在留管理局ってどんなところ？

(石橋)



東京近郊の会社で働く外国人の就労申請などは東京出入国在留管理局に提出します。場所は品川区の品川埠頭にあります。交通の便はあまりよくなく、品川駅からバスで 10 分程度掛かります。バスの本数は多いですが、たいてい外国人（と行政書士）で満席になります。

東京出入国在留管理局は 1 階～7 階までありますが、申請で訪れるのは基本的には 1 階と 2 階です。新たに日本で働きたい外国人の申請（在留資格認定証明書交付申請）は 1 階で、在留期間の更新申請や永住許可の申請、在留カードの受け取りなどは 2 階になります。何かしらの理由で収容されている外国人も同じ建物内にいるのですが、私はまだそういった方を訪問したことはありません。

東京出入国在留管理局はすごく混んでいます！とにかく待ちます。在留資格認定書交付申請では 2 時間くらい、在留資格の変更申請などでは 300 人待ちで 3 時間位待つこともあります。ちょっと相談のつもりでも数時間かかる覚悟が必要です。待合スペースには多くの外国人（と行政書士）がいるのですが、ぐったりしているか、イライラしているか、殺気立っているのがほとんどで、空気はすごく悪いです。息抜きをするにも品川埠頭にある東京出入国在留管理局の周辺には時間を潰す場所がありません。

ちなみに福岡出入国在留管理局にも申請に行ったことがあるのですが、こちらはそれほど混んでいません。在留資格認定書交付申請が 30 分程度の待ち時間で終わりました。いかに東京近郊に外国人が集中しているのかがこうしたことから伺えます。



出入国在留管理局への申請は行政書士と弁護士しか取次ぐことができません。東京出入国在留管理局は上記の通りで、行っても楽しいことはありませんので、外国人の就労などでお困りのことがございましたら、まずは我々にご相談いただければと思います。



# 夏に食べたい！ 「氷菓」 食べ比べランキング (熊谷)



「鳩の森」では、これまでいろいろな「食べ比べ」を企画してきました。2015年夏「アイスのトッピングちょい足しレシピ」、2016年春「ビール飲み比べ」、2017年冬「冬に食べたいアイスクリーム」、2018年冬「コーヒーちょい足し」。久しぶりにスタッフ皆で「食べ比べ」を楽しもう！と1年半ぶりに「食べ比べ」をしました。暑い季節といえばやっぱりアイス。今回はアイスの中でも「氷菓」に絞って食べ比べ！ハイク6名で試食し、1人3点満点で点数をつけて合計点数で順位をつけてみました。(3点×6人=18点満点)



1位



**ガリガリ君 ソーダ (赤城) 75円** ※以下、価格はコンビニ販売価格

- ・定番の味。やっぱりこれが一番好き。すごく良く食べます。
- ・圧倒的コスパ。いつ食べてもおいしい。
- ・シャリシャリとソーダの味が良い。
- ・シンプルなソーダ味。昔なじみの味。おいしいです。

18点

2位



**SACRÉ (サクレ) レモン (フタバ) 140円**

- ・すっぱくておいしい。なつかしい味。
- ・レモンの輪切りがのっている。あっさりしていておいしい。
- ・なつかしい味。はちみつレモンの。
- ・さっぱりしたレモン。甘すぎず食べやすいです。レモンの輪切りも Good!

17点

3位



**アイスの実 白桃 (グリコ) 151円**

- ・桃の味がさわやかで良い。夏に食べるのにさっぱりしていて良い。
- ・あっさりしている。食べやすい。もう少し桃感が欲しい。
- ・もう少し甘みを抑えてもらえると果汁のうまみが味わえると思った。
- ・フルーツがしっかりと味があっておいしかった。価格(150円)相応で納得。

16点

4位



**巨峰シャーベット&マスカルット氷 (赤城) 127円**

- ・シャーベットとかき氷2種類の味を一緒に楽しめるのが良い。フルーティーでおいしい。
- ・ぶどうの味が濃い。シャーベットとかき氷の食感の違いも良い。コスパも良い。
- ・マスカルットの酸味がすごい。甘みもあっておいしい。
- ・果汁の味が濃すぎる。もっとさっぱりしていて欲しい。

14点

5位



**BIG スイカバー (ロッテ) 108円**

- ・安定感のある夏の味という印象。スイカの形が楽しい。
- ・(スイカの種を模した) チョコチップのアクセントが好き。
- ・子供向けの印象。チョコがいまいち。
- ・スイカの形なのは面白いけど、スイカの味が感じられない。



13点

入賞



**ガリガリ君 沖縄県産シークワサー (赤城) 127円**

- ・すっぱい。好きな人ははまるかも。価格が高い。
- ・外見がグリーン。内見が黄色でシークワサーを表現していて面白い。
- ・シークワサー感有り。さわやか。色がおもしろい。
- ・シークワサーはアイスにするものではないです。見た目もあまり良くない。

11点

# 建設業法の改正 ～経管の要件と許可の承継について～ 来年以降に施行予定の改正点について解説します！

(木下)

令和元年6月12日建設業法の一部改正法が公布されました。

改正点のうち建設業許可申請を専門としている私が気になるポイントを2つ取り上げます。



## 経營業務の管理責任者の合理化

建設業法における建設業許可の要件の1つとして、「経營業務の管理責任者の要件」（建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、1名以上常勤役員等であること）があります。

個人の経験によって能力を担保していた現行法での考え方を見直し、改正法では組織の中で経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することとしました。

改正法での「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力」については、国土交通省令で定める基準に適合するかどうかで判断することになっているのですが、現状まだ具体的な基準は決まっていません。

基準の案としましては、現行法での経營業務の管理責任者の経営経験の他に、建設業の経營業務を補佐してきた経験のある者を補助者として置くことで、管理職としての経営経験者や、建設業以外の業種の経営経験者まで拡大することが挙がっています。

現行の基準を残しつつ、新たに役員以外の管理職での経営経験、建設業以外の業種での経営経験でも補助者を配置することで認めるようになれば、要件が満たせなかった若年層の方でも建設業許可を取得しやすくなるのかなと思います。個人的には経營業務の管理責任者になれる研修制度が設けられれば、要件の基準がより明確になって良いのではないかと考えています。

## 建設業許可の承継

現行法では、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要です。その為、新しい許可が取得できるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じてしまいます。

それに対して改正法では、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業許可を承継することが可能になります。許可の有効期間については、承継する許可、承継先が元々取得していた許可の両方の建設業許可が、事業譲渡等の日から5年間となります。

事業承継の規定については、法案が挙がった段階で個人事業主の相続の際の救済措置として有益なものになるのではと期待していました。ですが、公布された改正法では条文に「死亡後30日以内に申請が必要」と書かれていて、申請可能な期間が短くないか？厳しくないか？という感想でした。承継の申請も大事なことでありますが、事業主の死亡・相続の状況では他にやるべき事はたくさんあります。期限が短すぎるのではとありました。



建設業許可申請において上記2点の改正は前向きな内容だと思います。施行時期は公布の日から1年6ヶ月以内と定められております為、令和2年12月までには運用が開始される予定です。（直近の情報では国土交通省は令和2年10月の施行を目指すとのことです。）今後も施行にあたって具体化していく情報の収集に努めてまいります。



## 新スタッフのご紹介！



はじめまして。樋口麻子と申します。

日本一大きな湖、琵琶湖のある滋賀県出身です。田んぼに囲まれた田舎の町で生まれ育ったので、未だに都会には慣れません…。

大学の法学部法律学科を卒業後、司法試験の勉強をしていましたが、長年にわたる受験生活に関わらず、結果が出せずに悩んでいたところ、行政書士の仕事を知り、市民生活に身近な法律家である行政書士に惹かれ、行政書士になりたい！と思うに至りました。

行政書士資格保持者で、前職は自動車登録専門の行政書士事務所さんで補助者をしていました。

まだまだ未熟者で、覚えなければいけないこと、学ばなければいけないことは多いですが、謙虚な気持ちを忘れず、日々成長していきたいと思っています。頼りがいのある、お客様に安心を与えられるような行政書士を目指して頑張りますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。



はじめまして！6月から勤務しています西郷敬です。

11月に初めて行政書士試験を受験します。

全くの未経験ですが早く戦力になれるように努力していきたいと思っています。

よろしくお願いします！

埼玉県出身、趣味は音楽鑑賞、アナログレコード収集です。

## 編集後記

令和最初の「鳩の森」でした。いかがでしたでしょうか。

今号では建設業法の改正について3ページでお知らせしました。建設業者様はぜひご覧下さい。

改正法が公布されたものの、施行はまだ先（令和2年12月までには運用が開始される予定）で、具体的な運用や基準・ルールは国土交通省の方でもまだ定まっていないとのこと。取り急ぎ改正法の大枠だけでも速報的に解説させて頂きました。最新の情報は順次お知らせしたいと思います。

暑い日々がまだまだ続いておりますが、元気に夏を乗り切りましょう！

（8月上旬に書いてます。お届けの頃、もし涼しかったらスママセン…）

（熊谷）



ハイク行政書士法人

発行：ハイク行政書士法人

担当：石橋・熊谷・木下

東京都渋谷区代々木 2-5-1 羽田ビル 705

電話：0120-189-819 営業時間：平日 10～19時

- 建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請
- 融資申請支援（日本政策金融公庫・金融機関・保証協会など）
- 会社・NPO法人・一般社団法人の設立・変更手続き

「鳩の森」バックナンバーは、ハイクのホームページ（<http://hike.or.jp>）からご覧いただけます。